



2019 年新規取り組み 及び 最新の規制有害物質・規制値について

エコテックス®国際共同体（本部：スイス チューリヒ）は、繊維製品等の有害物質に関する 2019 年新規取り組み事項及び 2019 年度版の規制内容を発表しました。本規制は、2019 年 4 月より適用されます。

2019 年新規取り組み

REACH Annex XVII（制限物質リスト）への対応

今回の変更は、2018 年 11 月に欧州委員会が公示した Regulation (EU) 2018/1513 における REACH Annex XVII（制限物質リスト）への対応が主なポイントとなっています。Annex XVII に追加された 33 種の CMR 物質（Carcinogenic、Mutagenic、Reprotoxic chemicals）については、最大許容濃度を超えて該当物質を含有する製品は 2020 年 11 月 1 日以降に上市することができなくなります。

2019 年規制項目の主な変更

新規制物質	新規要監視物質
溶出重金属 <ul style="list-style-type: none"> ● バリウム ● セレン シロキサン <ul style="list-style-type: none"> ● オクタメチルシクロテトラシロキサン（D4） ● デカメチルシクロペンタシロキサン（D5） ● ドデカメチルシクロヘキサシロキサン（D6） フタレート <ul style="list-style-type: none"> ● ジメチルフタレート（DMP） 塩素化パラフィン <ul style="list-style-type: none"> ● 中鎖塩素化パラフィン（MCCP） その他の残留化学物質 <ul style="list-style-type: none"> ● ベンゼン ● キノリン ● アミン塩（4 種） ● アゾジカルボンアミド（ADCA） 	<ul style="list-style-type: none"> ● グリホサート及びその塩 ● ニトロソアミン
	規制値変更（厳格化）
	<ul style="list-style-type: none"> ● ホルムアルデヒド／Appendix 4, 6／class III ● アニリン／Appendix 4, 6 ● リン酸トリス（2-クロロエチル）／Appendix 4, 6 ● 残留有機溶剤（NMP, DMAc, DMF）／Appendix 4 ● フタレート／Appendix 6 ● フッ素化合物／Appendix 6 ● 残留界面活性剤／Appendix 6

※関連資料（「規制物質の用途／毒性」と「規制値表」の最新版は 2 月に公開予定です。）

サステナブルな社会に向けて—エコテックス®認証の役割

エコテックス®は、有害化学物質排出ゼロ（ZDHC）のほか、国際環境 NGO グリーンピースが訴える、化学物質による水汚染をなくすための活動「Detox キャンペーン」にも対応しています。世界中のアパレル・スポーツ用品メーカーが環境対策を講じ、消費者のサステナビリティに対する意識が高まる中、エコテックス®は繊維製品および付属品のサプライチェーン全体を通して有害物質に関する意識を喚起し、消費者の保護に貢献してまいります。

本リリースに関するお問い合わせ先 一般財団法人ニッセンケン品質評価センター

エコテックス事業所 Tel: [03-5809-2810](tel:03-5809-2810) E-mail: oeko-tex@nissenken.or.jp